# 12. 獸疫予防

## (1) 犬の飼育・管理及び猫の引き取り

#### ア 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は27,083頭、予防注射実施頭数は17,018頭であり、今後も未登録犬等の飼育者に対する指導徹底が課題である。また、犬の保護、引き取り犬収容業務は、中央、中村小動物管理センターを中心に実施され、保護頭数201頭、引き取り犬頭数9頭、処置頭数28頭であった。また、犬に関する相談件数は1,252件であった。

<犬の登録、保護、処置の状況>

項目					年	度	24	25	26	27	28	29
登	1	録		頭		数	29, 996	29, 491	29, 186	28, 193	27, 767	27, 083
予	防	注	射	f	頭	数	20, 246	19, 364	18, 964	17, 815	17, 463	17, 018
保		護		頭		数	376	322	301	259	242	201
引	き	取	り	犬	頭	数	317	213	146	140	23	9
処		置		頭		数	469	371	177	92	66	28
薬剤	ショ	数	(薬	殺	頭数		0	0	0	0	0	0
相		談		件		数	1, 178	1,098	1,054	1,084	982	1, 252

#### イ 咬傷犬の届出件数等

咬傷事故の防止のため野犬等の保護、引き取り犬の収集と正しい犬の飼い方の指導を行っているところであるが、咬傷件数は10件、告発件数は0件であった。

< 咬傷犬の届出、処置状況>

		内	訳			内 訳		
年度 項目	咬傷犬の 届出件数	保健所届 出件数	警察署経 由件数	措置命令 件数	咬傷犬	けい留規 定違反	所有者遵守 事項違反	告発件数
24	10	8	2	0	0	0	0	0
25	13	12	1	0	0	0	0	0
26	16	16	0	1	0	1	0	0
27	12	10	2	0	0	0	0	0
28	11	10	1	0	0	0	0	0
29	10	10	0	0	0	0	0	0

#### ウ 引き取り猫の返還・譲渡・処置頭数

平成26年度に中央・中村小動物管理センターに猫の飼養施設を設置し譲渡を開始した。

年度	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
26	5	0	1, 501
27	2	160	1, 191
28	0	43	509
29	0	18	460

#### エ 引き取り犬、引き取り猫頭数(有料)

年度	子犬	親犬	子猫	親猫	備考
24	50	87	141	99	H24. 10. 1∼H25. 3. 31
25	34	179	479	195	
26	21	125	309	109	
27	47	93	235	48	
28	0	23	39	15	
29	0	9	3	2	

## (2)食肉衛生

#### ア と畜検査頭数

と畜検査頭数は93,204頭であり、うち豚が92,295頭(98.1%)、牛が909頭(99.0%) となっている。

#### <畜種別と畜検査頭数>

畜種別			左	F度	25	26	27	28	29
	4	•			1, 153	1, 152	1, 047	918	909
子				牛	0	0	0	0	0
	馬	j			5	1	0	3	0
	豚	Ĉ			99,003	98, 212	97, 650	94, 018	92, 295
めん	羊	•	Щ	羊	0	0	0	0	0
	合	計			100, 161	99, 365	98, 697	94, 939	93, 204

### イ と畜場別検査頭数

四万十市営食肉センターで93,204頭の検査を実施した。

			, , ,				平成2	29年度
と畜場名	畜種	牛	とく (子牛)	馬	豚	めん羊・山羊	合	計
四万十市営金 センター	食肉	909	0	0	92, 295	0		93, 204

## ウ と畜検査における疾病別全部廃棄状況

全部廃棄処分は豚80頭であり、廃棄原因疾病名は、豚丹毒22頭、膿毒症4頭、敗血症19頭等である。また、牛はと殺禁止処分が0頭、全部廃棄処分は0頭である。

## エ 切迫と殺件数

食肉衛生検査所の衛生指導により平成3年以降は0件である。

#### (ア) 年度別切迫と殺件数

畜種別		<u>£</u>	<b></b>	25	26	27	28	29
	牛							
	馬							
	豚							
めん	羊 •	Щ	羊					
	合 計			0	0	0	0	0

## (イ) 年度別切迫と殺件数(原因別)

種類	年度	25	26	27	28	29
不慮の災害により	負傷					
不慮の災害によりことのできない	救 う 状態					
難	産					
産じょく原	年 痺					
急 性 鼓 張	症					
合 計		0	0	0	0	0

## (3)食鳥検査

### ア 許可施設数

食鳥検査制度が平成4年4月1日より施行となり、平成29年度末現在で、年度中の処理羽数が30万羽以下の認定小規模処理場は13施設が許可を受けている。

平成29年度

										1 /// 4 - 1	
食	鳥	処 理	事	業		高知県	食肉衛生村	倹査所		_	<b>∌</b> [.
許	食 鳥 処 玩		設	数		中央東	中央西	須崎	幡多	合	計
	法		定							0	
	認		定		3	4	3	1	2	13	3
	É	<u>}</u>	計		3	4	3	1	2	1:	3

## イ 認定小規模食鳥処理場の処理状況

13施設における処理羽数は、ブロイラー、成鶏等で37,354羽であった。

平成29年度

食鳥処理した羽数	甘淮に富合した羽粉	基準に適合	内	訳	
長馬処理した初数		しなかった羽数	全 部 廃 棄	一部廃	棄
37, 354	36, 616	738	621	117	

## (4) 化製場等関係施設数

県内の魚介類、鳥類の処理施設は4施設である。指定地域内で一定数以上の動物を飼育する場合は許可が必要であるが、その許可施設数は2である。

<化製場等施設及び動物の飼養施設の状況>

平成29年度末

保健所名	死亡獣畜 取 扱 場	化 製 場	魚介類・ 鳥類の処 理・貯蔵		物	の f	詞 ء	姜 又	くは	収 容
	以 仮 場		施 設 (第8条)	牛	馬	豚	鶏	山羊	犬	計
安芸				1						1
中央東										
中 央 西										
須 崎										
幡多			4	1						1
合 計	0	0	4	2	0	0	0	0	0	2